

鳥取市聴聞等実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月2日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第52号

鳥取市聴聞等実施規則の一部を改正する規則

鳥取市聴聞等実施規則（平成6年鳥取市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「閲覧」の次に「又は写しの交付」を加え、同条第1項中「規定により閲覧」を「規定による閲覧又は前条の規定による写しの交付」に、「当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）」を「当事者等」に改め、同項ただし書中「同条第2項の規定による閲覧」を「聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧又は写しの交付」に改め、同項第2号中「閲覧」の次に「又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）」を加え、同条第2項中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第3項中「前項」を「第1項ただし書」に、「よる閲覧」を「よる閲覧等」に改め、「法第18条第1項後段」の次に「（前条の規定により当該規定を準用する場合を含む。）」を加え、「閲覧の日時」を「閲覧等の日時」に、「資料閲覧許可通知書」を「資料閲覧等許可通知書」に、「当該閲覧」を「当該閲覧等」に改め、同条を第6条の2とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（資料の写しの交付）

第6条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる

参加人（次条において「当事者等」という。）は、法第 18 条第 1 項に規定する資料の写しの交付を求めることができる。この場合において、当該写しの交付については、法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 15 条の見出し中「閲覧」の次に「又は写しの交付」を加え、同条第 1 項各号列記以外の部分中「閲覧」の次に「又は前条の規定による写しの交付」を加え、同項第 2 号中「閲覧」を「閲覧等を」に改め、同条第 2 項中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条を第 15 条の 2 とする。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（調書及び報告書の写しの交付）

第 15 条 当事者又は参加人は、法第 24 条第 1 項に規定する調書及び同条第 3 項に規定する報告書の写しの交付を求めることができる。

第 16 条中「準用される第 15 条第 3 項」を「準用される法第 15 条第 3 項」に改める。

第 17 条の表中

「

第 4 条第 3 項	法第 17 条第 1 項	条例第 17 条第 1 項
第 5 条第 1 項		
第 6 条第 1 項	法第 18 条第 1 項	条例第 18 条第 1 項
第 6 条第 3 項	法第 18 条第 1 項後段	条例第 18 条第 1 項後段
	法第 22 条第 1 項	条例第 22 条第 1 項

を

」

「

第４条第３項	法第１７条第１項	条例第１７条第１項
第５条第１項		
第６条	法第１８条第１項	条例第１８条第１項
第６条の２第１項	法第１８条第１項	条例第１８条第１項
第６条の２第３項	法第１８条第１項後段	条例第１８条第１項後段
	法第２２条第１項	条例第２２条第１項

に、

」

「

第１４条	法第２４条第３項	条例第２４条第３項
第１５条第１項	法第２４条第４項	条例第２４条第４項

を

」

「

第１４条	法第２４条第３項	条例第２４条第３項
第１５条	法第２４条第１項	条例第２４条第１項
第１５条の２第１項	法第２４条第４項	条例第２４条第４項

に改める。

」

第１８条を第１９条とし、第１７条の次に次の１条を加える。

（写しの交付）

第１８条 この規則による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、当該写しの交付を受ける者から徴収する。

2 前項の費用の額は、鳥取市情報公開条例施行規則（平成11年鳥取市規則第40号）別表に規定する額とする。

様式第4号中「第6条、」を「第6条の2、」に、
「資料閲覧許可拒否
通知書」を「資料閲覧等許可拒否通知書」
に、「資料の閲覧」を「資料の閲覧等」に、「第6条第2項」を「第6条の2第2項」
に、「閲覧の範囲（閲覧）」を「閲覧等の範囲（閲覧等）」に、

「
3 閲覧の日時及び場所」を
3 閲覧等の日時及び場所
4 閲覧・写しの交付の区分
」

改める。

様式第8号中「第15条、」を「第15条の2、」に、
「調査書閲覧許可拒否
通知書」を「調査書閲覧等許可拒否通知書」に、
「閲覧については」を「閲覧等については」に、「第15条第2項」を「第15条の2第2項」に、「閲覧の日時」を「閲覧等の日時」に、

「
2 閲覧の場所」を
2 閲覧等の場所
3 閲覧・写しの交付の区分
」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。